

大阪薬科大学育友会学費融資規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 大阪薬科大学の学部及び大学院に在籍する学生が、学費支弁者の経済事情の急変や罹災等により、納入すべき学費の調達が困難になった場合に、救済して学業の継続を可能にすることを目的に、大阪薬科大学育友会に学費融資制度を設ける。

(用語の定義)

第 2 条 学部及び大学院の学生が大阪薬科大学に納入すべき授業料、施設・設備費の総額を「学費」と称する。また、学費の融資を受けた者を「融資生」、融資した学費を「学資金」と称する。

(基 金)

第 3 条 以下の方法によって集めた資金を育友会学費融資基金（以下では「基金」と称する）とし、それを財源に融資する。

- (1) 育友会費のうちから一定額を基金に繰り入れる。
- (2) 学校法人大阪薬科大学から、10,000,000 円の預託を受け基金に繰り入れる。
- (3) 安全有利な方法で運用して得た果実を基金に繰り入れる。
- (4) 育友会奨学金の返還積立金を基金に繰り入れることができる。
- (5) 寄付金を基金に繰り入れることができる。

(繰り入れ)

第 4 条 基金の一部は、育友会総会の同意を経て、「大阪薬科大学教育奨学基金」に繰り入れることができる。

第 2 章 融 資

(資 格)

第 5 条 融資生となるための資格は、大阪薬科大学に在籍し、学費支弁者の経済事情の急変や罹災などで、学費の納入が困難であると認められる学部及び大学院の学生とする。

(学資金の額)

第 6 条 1 回に融資する学資金の額は、当該学生がその時に納入すべき学費を超えないものとする。また、在籍中に融資する学資金の総額は、原則として 3 年分の学費を限度とする。

(申請手続き)

第 7 条 学資金の融資を希望する者は、以下の各号の書類を添えて、育友会長に願い出るものとする。

- (1) 融資申請書（所定の書式による）
- (2) 経済事情の急変や罹災等を証明する書類
- (3) その他、必要と認めたもの

(審査と決定)

第 8 条 学資金融資の願い出があった場合に、可否の審査と決定は、以下の手続きを踏むものとする。

- (1) 審査は学生部と学生課が行い、意見書を添えて、育友会長に報告するものとする。なお、審査に当たって、必要に応じて大学教職員から意見を聴取することができる。
- (2) 育友会長は、この報告を受けて、最終的に可否を決定するものとする。なお、決定に当たって、必要に応じて育友会役員及び大学教職員から意見を聴取することができる。

(融資手続き)

第 9 条 融資生となることが決定した者は、連帯保証人 1 名及び保証人 1 名と連署の上、融資総額の返済を誓約する借用証書を提出しなければならない。又、育友会会長が、特別の理由があると認める場合、この限りではない。

(連帯保証人)

第 10 条 連帯保証人は、融資生と連帯して返済する義務を負う。連帯保証人は、融資生の父母、祖父母、兄弟、おじ・おばが望ましいが、適格者がいない場合は、親族以外の者で保証能力のある者とする。

(保証人)

第 11 条 保証人は、本人及び連帯保証人が返還期限を超過し、かつ返還を催告したにもかかわらず返還しない場合に、返済する義務を負う。保証人は、独立して所得のある者で、融資生とは生計を一にしない返済能力を有する者とする。

(学費への充当)

第 12 条 融資した学資金は、融資生の学費として基金から大阪薬科大学へ納入するものとする。

第 3 章 返 還

(返 還)

第 13 条 融資生であった者（以下では〔借受人〕と称する）は、以下の各号にしたがって学資金を返還しなければならない。

- (1) 利息は無利息とする。
- (2) 大阪薬科大学の学籍を離れた日から起算して 6 カ月を超過した後に最初に到来する 1 2 月から返還を開始する。なお、学部時に融資生であった者については、学部の学籍を離れた日から起算するものとする。
- (3) 最初の 5 年間は年額 2 4 万円、それ以後は年額 3 6 万円を毎年 1 2 月 2 5 日までに返還する。ただし、繰り上げ返還することができ、その場合の返還額は借受人が定めるものとする。

(返還猶予)

第 14 条 借受人が傷病や災害などのやむを得ない理由により指定期日までに返還することが困難なとき、本人の願い出により、返還を猶予することがある。なお、猶予期間は、その都度定める。

(返還免除)

第 15 条 融資生あるいは借受人が死亡あるいは著しい心身障害などのために返還不能であると認められるときは、本人又は連帯保証人の願い出により、未返還額の全額又は一部の返還を免除すること

がある。

(延滞金)

第16条 借受人が正当な理由なく学資金の返還を怠ったとき、返還すべき年額に対し年率5%の延滞金を賦課する。

第 4 章 補 則

(事務と出納)

第17条 本規程にかかわる事務は大阪薬科大学学生課が、また金銭の出納は大阪薬科大学経理課が代行するものとする。

(細 則)

第18条 本規程の運用に関し必要な細則は、別に定める。

(規程の改廃)

第19条 本規程の改正は、本会役員会の議決を経るものとし、廃止は本会総会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月4日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。